

業 庫 第 1 号 (例)
2 0 2 6 年 1 月 5 日

代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」
の一部改正に関する件

日本銀行における事務担当部署の見直しに伴い、標題規程（平成16年10月8日付業庫第165号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正により、代理店における官庁の取引開廃等に関する報告関係事務の取扱いに変更はありませんので申し添えます。標題規程にもとづく取引関係通知書等（写）および月計突合表送付部署の設定または変更に関する通知の提出については、従来どおり、日本銀行業務オンライン（報告資料コード「Q23k01」）により行っていただきますようよろしくお願ひいたします。

以 上

「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」
中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. この要領の適用

代理店が官庁との取引の開始または廃止、官庁の名称変更に関する書類の提出を受けた場合および取引官庁の月計突合表の送付部署に関する連絡を受けた場合における日本銀行業務局事務統括グループ（以下「事務統括グループ」という。）への報告に関する事務の取扱いは、関係諸規程の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

- 2. および3. 中、「事務統括グループ」を「日本銀行」に改める。